

(電子メール施行)

薬 第 1 0 2 8 号  
令和 6 年 2 月 2 7 日

公益社団法人宮城県医師会会長  
一般社団法人宮城県歯科医師会会長  
一般社団法人宮城県薬剤師会会長  
宮城県病院薬剤師会会長  
一般社団法人日本保険薬局協会会長  
一般社団法人日本チェーン  
ドラッグストア協会宮城県支部長  
宮城県医薬品配置協議会会長  
宮城県医薬品卸組合理事長

殿

宮城県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 76 条の 6 の 2 第 1 項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について（通知）

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬局長から通知がありましたので、御承知願います。

担当：薬務課監視麻薬班 木村 電話：022-211-2653 FAX：022-211-2490
--